

## 市原市の中小企業

平成 29 年度の中小企業白書によると、我が国経済は、平成 24 年末から企業収益の拡大や雇用環境の改善等の持ち直しの動きを示しており、消費税率引上げ等の影響を受けつつも、おおむね緩やかな回復基調が続いている。

中小企業事業者は、業況及び資金繰りともに改善傾向にあり、倒産件数も減少を続け、経常利益も引き続き高水準にあることから、中小企業全体を取り巻く状況は改善傾向にある。他方、規模の小さな企業については、改善傾向の度合いが中規模企業と比べて小さく、引き続き厳しい状況におかれている企業は少なくないと推察される。

本市では、市全体の事業所の 9 割以上が中小企業であることから、平成 28 年度に策定した市原市総合計画における目指すまちの姿の第一に「産業と交流の好循環が新たな価値を創るまち」を掲げ、地域経済を牽引する中小企業の支援に取り組んでいる。

(表－1)

**表－1 中小企業の種類**

	業 種	資本金規模・従業者数規模
中小企業者	製造業・その他	3 億円以下 または 従業員数 300 人以下
	卸 売 業	1 億円以下 または 従業員数 100 人以下
	サービス業	5 千万円以下 または 従業員数 100 人以下
	小 売 業	5 千万円以下 または 従業員数 50 人以下
小規模企業者	製造業・その他	従業員数 20 人以下
	商業・サービス業	従業員数 5 人以下

中小企業基本法第 2 条第 1 項による中小企業の定義及び分類

## I. 事業所の現状

### 1. 市内の事業所数

「平成26年経済センサス - 基礎調査」によると、市内の事業所数は9,091事業所である。そのうち、従業者数50人未満の事業所は、8,692事業所で全体の95.6%を占めている。

産業（小分類）別では、少人数の事業所の割合が高いのは、「生活関連サービス業・娯楽業」「宿泊業・飲食サービス業」、「卸売・小売業」であり、多人数の事業所の割合が高いのは、「製造業」である。

従業者規模別では平成24年と比較し市内の事業所数は増加している。

(表I-1、2)

**表I-1 産業(小分類)別・従業者規模別民営事業所数**

産業分類	従業者規模(人)								
	総数	1～4	5～9	10～19	20～29	30～49	50～99	100以上	出向・派遣 従業者のみ
全産業	9,091	4,527	1,926	1,333	556	350	231	133	35
農業	42	12	10	12	4	1	1	-	2
林業	1	1	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業・砕石業・砂利採取業	3	-	2	1	-	-	-	-	-
建設業	1,375	597	385	240	82	42	26	3	-
製造業	521	163	95	87	43	37	37	50	9
電気・ガス・熱供給・水道業	18	3	3	2	2	2	2	3	1
情報通信業	46	25	10	4	2	2	2	1	-
運輸業・郵便業	367	67	67	91	57	44	27	10	4
卸売・小売業	2,068	1,031	513	324	108	45	26	18	3
金融・保険業	119	50	25	26	5	9	2	-	2
不動産業・物品賃貸業	410	287	73	27	14	4	1	1	3
学術研究・専門・技術サービス業	297	163	56	36	14	10	15	1	2
宿泊業・飲食サービス業	1,223	699	235	165	73	36	8	2	5
生活関連サービス業・娯楽業	893	676	87	57	25	15	27	5	1
医療、福祉	636	222	167	111	40	51	29	16	-
教育、学習支援業	344	167	38	61	47	21	7	3	-
複合サービス事業	42	15	21	2	1	1	1	1	-
サービス業 (他に分類されないもの)	637	336	129	77	35	24	16	17	3

平成26年経済センサス - 基礎調査

**表 I - 2 従業者規模別年次別民営事業所数**

区 分	H13	H18	H21	H24	H26	対前回 増減比	H26 年 構成比
総 数	9,127	8,575	9,336	8,595	9,091	5.77%	100.00%
1～4 人	4,846	4,494	4,765	4,327	4,527	4.62%	49.79%
5～9 人	1,872	1,699	2,005	1,845	1,926	4.39%	21.19%
10～19 人	1,219	1,165	1,306	1,246	1,333	6.98%	14.66%
20～29 人	494	505	555	481	556	15.59%	6.11%
30～49 人	346	370	346	338	350	3.55%	3.85%
50～99 人	210	191	216	210	231	1.00%	2.54%
100 人以上	121	115	118	119	133	11.76%	1.46%
出向・派遣 従業者のみ	19	36	25	29	35	20.69%	0.38%

平成 26 年経済センサス - 基礎調査

## 2. 市内の従業者数

「平成 26 年経済センサス - 基礎調査」によると、市内の従業者数は 116,656 人である。そのうち、57.5%が従業者数 50 人未満の事業所の従業者となっている。

産業（小分類）別では、従業員が 5 人未満など小規模な事業所の従業者数の割合が多いのは、「卸売・小売業」、「宿泊業・飲食サービス業」、「建設業」であり、100 人以上など多人数な事業所の従業者数の割合が多いのは、「製造業」、「医療、福祉」である。

従業者規模別では、全ての従業者数で増加しており、平成 24 年と比較して、市内の従業者数は、増加している。（表 I - 3、4）

**表 I - 3 産業(小分類)別・従業者規模別従業者数**

産業分類	従業者規模(人)							
	総数	1~4	5~9	10~19	20~29	30~49	50~99	100 以上
全産業	116,656	9,915	12,721	18,162	13,123	13,112	15,938	33,685
農業	435	32	69	149	94	34	57	-
林業	2	2	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業・碎石業・砂利採取業	29	-	13	16	-	-	-	-
建設業	12,660	1,440	2,517	3,148	1,929	1,494	1,821	311
製造業	24,819	386	663	1,166	1,020	1,431	2,593	17,560
電気・ガス・熱供給・水道業	800	8	22	37	43	85	111	494
情報通信業	530	40	73	55	57	83	108	114
運輸業・郵便業	8,317	158	461	1,272	1,364	1,664	1,855	1,543
卸売・小売業	19,728	2,406	3,383	4,435	2,500	1,630	1,750	3,624
金融・保険業	1,235	117	167	379	115	335	122	-
不動産業・物品賃貸業	2,086	617	480	359	324	153	52	101
学術研究・専門・技術サービス業	3,329	360	383	470	354	400	1,117	245
宿泊業・飲食サービス業	9,084	1,530	1,535	2,272	1,706	1,275	538	228
生活関連サービス業・娯楽業	6,322	1,257	541	793	599	574	1,922	636
医療、福祉	12,027	475	1,108	1,503	928	1,978	2,010	4,025
教育、学習支援業	4,251	311	254	880	1,124	802	451	429
複合サービス事業	482	49	138	25	21	44	81	124
サービス業 (他に分類されないもの)	8,460	714	852	1,073	847	896	1,132	2,946

平成 26 年経済センサス - 基礎調査

表 I - 4 従業者規模別年次別事業所従業者数

区 分	H13	H18	H21	H24	H26	対前回増 減比	H26年構 成比
総 数	111,239	106,201	114,208	108,226	116,656	7.79%	100.00%
1～4人	10,998	9,862	10,696	9,641	9,915	2.84%	8.50%
5～9人	12,265	11,166	13,193	12,216	12,721	4.13%	10.90%
10～19人	16,605	15,811	17,759	17,036	18,162	6.61%	15.57%
20～29人	11,672	12,038	13,154	11,401	13,123	15.10%	11.25%
30～49人	13,059	14,102	12,889	12,651	13,112	3.64%	11.24%
50～99人	14,247	12,822	15,115	14,757	15,938	8.00%	13.66%
100人 以上	32,393	30,400	31,442	30,524	33,685	11.24%	28.88%
出向・派遣 従業者のみ	19	36	25	—	—	—	—

平成 26 年経済センサス - 基礎調査

## Ⅱ. 中小企業を対象とした事業

本市では、中小企業の活性化を図るため、中小企業信用保険法第2条で規定した中小企業などの支援を行っている。

### 1. 中小企業資金融資制度

#### (1) 市原市中小企業資金融資制度

##### ① 制度の概要

本市では、市内中小企業者の振興を目的として融資制度を設けている。また、本制度より融資を受けた中小企業者に対して利子補給を行い、利用者の負担軽減を図っている。

(表Ⅱ-1～7)

表Ⅱ-1 中小企業資金融資制度

資金の種類	融 資 対 象 者
事業資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内で事業を営み、市税を滞納していない者</li> <li>・事業上の運転資金又は設備資金を必要としている者</li> </ul> <p><b>※上記要件は、創業資金を除く他の資金に共通する。</b></p>
小規模事業資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模企業者(従業員20人(商業・サービス業は5人)以下の者)</li> </ul>
設備近代化資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次のいずれかに該当する者</li> <li>① 市が指定する業種を営み、商業地域又は近隣商業地域内において設備の設置を行おうとする者</li> <li>② 製造業を営み、工業専用地域、工業地域又は準工業地域において設備の設置を行おうとする者</li> </ul>
経営安定化資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次のいずれかに該当する者</li> <li>① セーフティネット保証対応資金 中小企業信用保険法第2条第5項各号に基づく市の認定を受けた者</li> <li>② 大型店進出対策資金 大型店の進出に対応して経営の合理化、近代化等を講ずる資金を必要としている者、又は大型店へ入店するための資金を必要としている者</li> <li>③ アスベスト対策資金 アスベストを使用している建物の解体等におけるアスベスト除去作業等に係る資金を必要としている者</li> </ul>
創業資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市税を滞納していない者で次の①か②のいずれかに該当する者</li> <li>① 中小企業等経営強化法第2条第3項に規定する創業者又は第4項に規定する新規中小企業者(同項第1号又は第2項に該当する者に限る)のいずれかに該当するものであること。</li> <li>② 産業競争力強化法第2条第23項各号のいずれかに該当するもので</li> </ul>

	あること。
金融支援資金 (借換え対応制度)	・中小企業信用保険法第2条第5項各号に基づく市の認定を受けた者
問 合 先	商工業振興課 商業振興係 電話 (0436) 23-9870

表Ⅱ-2 市原市中小企業資金融資制度の一覧表(平成29年4月1日現在)

資金の種類	種別	限度額 (万円)	融資期間 (据置期間)		融資利率	利子 補給率	取扱金融 機関
事業資金	運転	3,000	5年以内	(6か月)	1年以内 1.9% 3年以内 2.1% 5年以内 2.2%	1.3%	
	設備	5,000	10年以内	(12か月)	7年以内 2.4% 10年以内 2.6%		
小規模事業 資金	運転	1,250	5年以内	(6か月)	1年以内 1.8% 3年以内 1.9%	1.5%	千葉銀行 千葉興業 銀行
	設備		10年以内	(12か月)	5年以内 2.0% 7年以内 2.2% 10年以内 2.4%		
設備近代化 資金	設備	8,000	10年以内	(12か月)	1年以内 1.9% 3年以内 2.1% 5年以内 2.2% 7年以内 2.4% 10年以内 2.6%	1.7%	京葉銀行 千葉信用 金庫 館山信用 金庫
経営安定化 資金	運転	1,250	5年以内	(6か月)	1年以内 1.8% 3年以内 1.9% 5年以内 2.0%		
	設備		10年以内	(12か月)	7年以内 2.2% 10年以内 2.4%		
創業資金	運転	2,500	5年以内	(6か月)	1年以内 1.8% 3年以内 1.9%	1.8%	君津信用 組 合
	設備		7年以内	(12か月)	5年以内 2.0% 7年以内 2.2%		
金融支援資 金	運転	3,000	10年以内	(6か月)	1年以内 1.8% 3年以内 1.9% 5年以内 2.0% 7年以内 2.1% 10年以内 2.3%	なし	

表Ⅱ－３ ㈱日本政策金融公庫の融資制度への利子補給

利子補給対象者	資金 使途	利子補給 対象融資 限度額	利子補給 期間	融資利率	利子 補給率
①小規模事業者経営改善資金貸付 ②新規開業資金 ③女性、若者/シニア企業化資金 ④再チャレンジ資金 ⑤食品貸付 ⑥生活衛生貸付 ⑦新創業融資制度	運転 設備	2,000万円	5年以内	利率は公庫 融資制度ご とに異なる	0.5%以下

※②～⑦については、これから創業する者または創業後5年以内の者のみ対象とする。

表Ⅱ－４ 市原市中小企業資金融資制度の資金別融資実績

年 度 資金名		H26		H27		H28	
		件数 (件)	金額(千円)	件数 (件)	金額(千円)	件数 (件)	金額(千円)
事業資金	運転	349	4,667,388	416	5,251,600	284	3,545,150
	設備	46	646,274	55	614,134	36	408,650
小規模事業資金	運転	122	502,788	164	681,900	132	550,750
	設備	18	49,646	15	39,230	17	43,690
設備近代化資金	設備	3	64,540	1	40,000	0	0
経営安定化資金	運転	4	33,500	8	78,900	1	12,500
	設備	0	0	1	6,000	0	0
創業資金	運転	8	38,600	14	51,700	14	66,500
	設備	3	11,900	3	14,240	3	17,000
金融支援資金		0	0	0	0	0	0
合 計		553	6,014,636	677	6,777,704	487	4,644,240



表Ⅱ－５ 市原市中小企業資金融資制度の業種別融資実績

業 種	H26		H27		H28	
	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)
建設業	216	2,338,346	302	3,102,600	205	1,963,970
製造業	36	554,610	61	598,600	25	286,700
情報通信業	1	6,000	7	75,000	1	2,700
運輸業	39	570,440	40	581,600	31	389,890
卸売・小売業	114	1,216,226	107	1,003,880	80	804,240
サービス業	63	658,200	57	607,184	61	616,000
保険業	3	18,000	2	13,000	3	8,450
教育・学習支援業	3	46,000	3	31,000	0	0
医療・福祉	29	285,430	42	357,170	37	317,970
飲食店・宿泊業	28	171,084	24	180,600	17	73,860
不動産業	21	150,300	32	227,070	27	180,460
合 計	553	6,014,636	677	6,777,704	487	4,644,240

表Ⅱ－６ 市原市中小企業資金融資制度の利子補給件数及び金額

年度	利子補給 件数(件)	利子補給金額(円)
H26	2,457	191,952,046
H27	2,611	200,508,541
H28	2,667	203,665,370

表Ⅱ－７ 上記Ⅱ-6表の内、(株)日本政策金融公庫の融資制度への利子補給件数及び金額

資金名	H26		H27		H28	
	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)
小規模事業者経営改善資金貸付	29	324,664	63	1,537,997	105	2,388,370
新規開業資金	0	0	2	35,834	2	32,380
女性、若者/シニア企業化資金	0	0	0	0	0	0
再チャレンジ資金	0	0	0	0	0	0
食品貸付	0	0	0	0	0	0
生活衛生貸付	0	0	0	0	0	0
新創業融資制度	2	9,387	7	90,891	11	162,850
合 計	31	334,051	72	1,664,722	118	2,583,600

② 取扱金融機関貸付金

中小企業の資金調達に係る負担軽減を図るため、中小企業資金融資取扱金融機関へ貸付原資の一部を預託し、低利での融資を実行している。取扱金融機関では、本市からの預託金と自己資金を合わせて貸付原資にしている。(表Ⅱ－８)

**表Ⅱ－８ 市原市中小企業資金融資取扱金融機関貸付金額**

年度	貸付金額 (千円)
H26	1,670,000
H27	1,670,000
H28	1,670,000

③ 代位弁済

代位弁済とは、万一、何らかの事情で資金融資を受けた中小企業者が返済できなくなった場合に、千葉県信用保証協会が中小企業者に代わり金融機関に借入金を返済することである。

本市は「市原市中小企業資金融資規則」に基づき、代位弁済額の2割以内の額を千葉県信用保証協会に対して補てんしている。(表Ⅱ－９)

**表Ⅱ－９ 市原市中小企業資金融資制度の代位弁済件数及び金額**

年度	件数(件)	代位弁済額(円)	損失補償額(円)	損失補償金回収額(円)
H26	8	28,482,241	3,632,563	911,984
H27	3	6,397,481	942,957	993,272
H28	7	38,195,043	4,510,917	1,092,639

(2) 商工組合中央金庫貸付金

市内に事業所もしくは営業所を有する中小企業協同組合、その他の中小企業団体及び構成員に対する事業資金融資の円滑化を図るため、株式会社商工組合中央金庫に対し、融資原資として貸し付けを行っている。

## 2. セーフティネット保証

### (1) 中小企業信用保険法第2条第5項各号の認定

本制度は、災害や取引金融機関の破綻などにより経営の安定に支障を生じている中小企業者に対して、信用保証協会の保証料率の軽減や保証限度額の別枠化を行い、中小企業者の資金調達の円滑化を図るための国の制度である。

次に掲げる経済環境の急激な変化に直面し、経営の安定に支障が生じている中小企業者であって、市長の認定を受けた者が対象となる。(表Ⅱ-10)

**表Ⅱ-10 中小企業信用保険法第2条第5項各号の認定基準**

種 類	認 定 事 由
1号 (再生手続申立等)	民事再生手続開始の申立等を行った大型倒産事業者に対し売掛金債権等を有していることにより資金繰りに支障が生じている中小企業者
2号 (事業活動の制限)	生産量の縮小、販売量の縮小、店舗の閉鎖などの事業活動の制限を行っている事業者と直接・間接的に取引を行っていること等により売上等が減少している中小企業者
3号 (地域及び業種)	突発的災害(事故等)の発生に起因して売上高が減少している中小企業者
4号 (地域)	突発的災害(自然災害等)の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者
5号 (業種)	(全国的に)業況の悪化している業種に属する中小企業者
6号 (破綻金融機関等)	破綻金融機関と金融取引を行っていたことにより、借入の減少等が生じている中小企業者
7号 (金融取引の調整)	金融機関の支店の削減等による経営の相当程度の合理化により借入れが減少している中小企業者
8号 (貸付債権の譲渡)	RCC(整理回収機構)へ貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、事業の再生が可能な者

### (2) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律に基づく認定

本制度は、東日本大震災により著しい被害を受けた中小企業者に対して、信用保証協会の保証限度額の別枠化を行い、資金調達の円滑化を図るための国の制度である。

東日本大震災により直接的、間接的な被害を受けて経営の安定に支障が生じている中小企業者であって、市長の認定を受けた者が対象となる。(表Ⅱ-11)

表Ⅱ－11 中小企業信用保険法第2条第5項各号の業種別認定件数及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律に基づく認定件数（平成28年度）

（単位：件）

業種	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	震災認定	合計
建設業	0	0	0	0	19	0	0	0	0	19
製造業	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
小売業	0	0	0	0	3	0	0	0	0	3
卸売業	0	0	0	0	10	0	0	0	0	10
運輸業	0	0	0	0	3	0	0	0	0	3
飲食業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
サービス業	0	0	0	0	3	0	0	0	0	3
不動産業	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
合計	0	0	0	0	41	0	0	0	0	41

### 3. 中小企業相談所の運営支援

市原商工会議所が行う中小企業者への経営全般に関する相談業務などに必要な経費を補助している。（表Ⅱ－12、13）

表Ⅱ－12 中小企業相談所の運営支援概要

対象者	市原商工会議所
内容	(1)経営、労務、情報化等の改善に関する講習会、研修会の開催 (2)税務、経理に関する指導事業 (3)特別相談員による専門相談事業 (4)中小企業の情報化のための講習会セミナーの実施など
問合せ先	商工業振興課 商業振興係 電話 (0436) 23-9870

**表Ⅱ-13 市原商工会議所会員数の推移**

(単位：人)

区分 \ 年度	H24	H25	H26	H27	H28
対象者数	8,498	8,498	8,595	9,091	9,091
会員数	2,288	2,208	2,265	2,309	2,353
新規加入者数	141	112	124	118	142
脱退者数	97	192	67	74	98
増減	44	▲80	57	44	44
加入率(%)	26.92	25.98	26.35	25.40	25.88

(市原商工会議所調べ)

#### 4. 中小企業サポート事業

市内中小企業を対象に、中小企業コーディネーターの企業訪問を通じた情報収集、ニーズの把握により、公的支援施策活用の支援、産学官・企業間連携の促進や雇用、融資、設備投資に関する支援など、総合的な中小企業サポートを行う。

(表Ⅱ-14~16)

**表Ⅱ-14 中小企業サポート事業概要**

内 容	(1) コーディネーターの企業訪問による情報収集、ニーズの把握 (2) 中小企業向け情報の周知 (3) 公的支援施策活用の支援 (4) 大学・高等専門学校などとの産学官連携の推進 (5) 企業間連携の推進 (6) 人材確保及び人材育成の支援 (労政関係) (7) 融資関係支援 (8) 設備投資に関する支援
問合せ先	商工業振興課 工業振興係 電話(0436)23-9836

**表Ⅱ-15 訪問企業数**

区分 \ 年度	H26	H27	H28
新規訪問企業数	1	2	2
再訪問・来訪件数	354	318	397
個別支援件数	402	336	413

(注) 個別支援件数は、企業の抱える案件ごとに算出しているため、1回の訪問で複数カウントする場合がある。また、新規訪問した際に案件が無い場合、支援件数は加算されないため、訪問件数と支援件数は合致しない場合がある。

表Ⅱ－16 個別支援実績

(単位：件)

項 目	H26 年度	H27 年度	H28 年度
公的支援施策についての支援 ・ 中小企業等の試作品の開発や設備投資等に係る補助金の申請支援 ・ 中小企業等の基盤技術の高度化につながる研究開発などに係る補助金の申請支援 ・ 中小企業投資促進税制に係る相談 など	257	277	336
企業間連携についての支援 ・ 事業パートナー、販路の相談、紹介 ・ 自社製品の他社への紹介 など	4	9	11
産学官連携などについての支援 ・ 市と木更津高専の協力による企業支援（製品開発支援など） ・ 教育機関や技術研究所とのマッチング ・ 企業OB人材の紹介や有識者による事業アドバイス など	31	18	39
その他の支援 ・ 特許の出願、審査に係る支援、相談 ・ 市場開拓、試作開発に係る支援 ・ 展示商談会に係る支援、案内 ・ 人材育成に係る支援、アドバイス ・ 中小企業向けセミナーなどの案内 など	110	32	27
合 計	402	336	413

## 5. 中小企業の連携促進

既存事業の拡大や新規事業への進出を促す機会を設けることにより、中小企業の振興を図るため、中小企業連携促進事業を実施している。(表Ⅱ－17)

**表Ⅱ-17 中小企業連携促進事業実績(平成28年度)**

内容	人材育成セミナー 「～中小企業の経営力アップができるIT・クラウド活用術～」 開催日 平成29年3月15日 開催場所 市原市市民会館 講師 千葉IT経営センター理事 鬼澤 健八氏 参加者数 29名
----	---

**6. 中小企業人材育成支援事業**

時間やコストなどの制約により研修機会が不足しがちな中小企業を対象に、企業の実情に適した専門家による訪問相談や講師の派遣、フォローアップが一体となった支援を実施している。(表Ⅱ-18、19)

**表Ⅱ-18 中小企業人材育成支援事業概要**

対象者	市内に事業所がある中小企業
研修メニュー	① 安全管理や品質管理、設備管理などに関する研修 ② 営業力強化に関する研修 ③ 新製品開発・製品改良に関する研修 ④ その他業務に係る専門技術や知識の向上など経営基盤の強化に関する研修
問合せ先	商工業振興課 工業振興係 電話(0436)23-9836

**表Ⅱ-19 研修実績件数**

年度	件数(社)
H27	11
H28	10

**7. 中小企業基盤強化連携促進事業補助金**

市内の中小製造業者が、製品の高品質化や生産能力の増強などのための設備投資を行った場合、その経費の一部を補助し、また、同業種間、異業種間による設備投資に対しては、上乘せ補助を行う。(表Ⅱ-20、21)

**表Ⅱ-20 中小企業基盤強化連携促進事業概要**

補助対象者	市原市内に事業所をおく、次のいずれかに該当するもの。 (1) 単独事業 ・ 中小製造業者
-------	--

	(2) 共同事業 ・ 中小製造業者 2 社以上からなる中小企業等協同組合 ・ 中小製造業者を代表事業者とした中小企業者、農林漁業者で構成された連携体。
補助対象事業	(1) 製品の高品質化につながる事業 (2) 新たな受注獲得に向けた生産能力を増強する事業 (3) 生産の効率化や低コスト化につながる事業 (4) 新製品の量産化に向けた事業
補助対象経費	設備等の取得又は更新に要する経費
補助金額	(1) 単独事業 ・ 補助対象経費の 2 分の 1 以内の額とし、400 万円を限度とする。 (2) 共同事業 ・ 補助対象経費の 2 分の 1 以内の額とし、500 万円を限度とする。
問合せ先	商工業振興課 工業振興係 電話(0436)23-9836

**表Ⅱ-21 補助金交付実績**

年度	件数(社)	交付額(千円)
H27	5	13,061
H28	3	10,080

## 8. 市原市 ISO 及び環境マネジメントシステム認証取得事業補助金

経営基盤と品質・環境管理体制の強化に取り組む中小企業を支援するため、平成 15 年度から ISO 認証取得事業に要する経費の一部を助成する制度を設けている。

また、平成 24 年度に補助金要綱を改正し、エコアクション 21、エコステージ、KES などの環境マネジメントシステムの認証取得費用の一部を助成対象としている。

(表Ⅱ-22、23)

**表Ⅱ-22 市原市 ISO 及び環境マネジメントシステム認証取得事業補助金概要**

対象者	(1) 中小企業基本法に基づく中小企業者であること (2) 市内において、1 年以上製造や営業などを行っている事業所を有していること (3) 市税を完納していること (4) 以前に要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないこと ※認証取得日から 6 か月以内に申請を行うこと。
内容	(1) 補助対象事業 ① 「ISO 9001」の認証取得事業 ② 「ISO 14001」の認証取得事業 ③ 「エコアクション 21」の認証取得事業 ④ 「エコステージ」の認証取得事業 ⑤ 「KES・環境マネジメントシステム・スタンダード」の認証取得事業



	(2) 補助対象経費 審査登録機関に支払う審査料等の総額から、国、他の地方公共団体、その他団体の助成額を差し引いた額
	(3) 補助金額 補助対象経費のうち、文書審査料等の2分の1 (限度額500千円)
問合せ先	商工業振興課 工業振興係 電話(0436)23-9836

**表Ⅱ-23 ISO認証取得事業補助金交付実績**

年 度	件 数 (件)	交 付 額 (千円)
H24	2	550
H25	1	352
H26	0	0
H27	1	95
H28	2	400

(注) 平成24年度に補助金要綱を改正し、環境マネジメントシステムの認証取得費用の一部も助成対象としている。

### ※ISO

International Organization for Standardization の略で、日本語では『国際標準化機構』という。本部はスイスのジュネーブにあり、国際的な規格を作成する民間非営利団体である。各国から代表的な標準化団体1団体が参加を認められており、日本からは『日本工業標準調査会(JIS C)』が参加している。

ISO9001とは、組織が品質マネジメントシステムを実施、維持し、継続的に改善するために要求される規格である。

ISO14001とは、企業活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境パフォーマンスの改善を継続的に実施するシステム(環境マネジメントシステム)を構築するために要求される規格である。

### ※環境マネジメントシステム

事業者などが、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続きなどの仕組みを「環境マネジメントシステム」という。

## 9. 企業立地奨励金

平成 26 年 10 月に「市原市企業立地促進条例」を改正し、立地奨励金の交付限度額の増額や累積投資型立地奨励金の増設を行い企業誘致の促進を行っている。(表Ⅱ-24)

**表Ⅱ-24 企業立地奨励金概要**

対象者	中小企業者
誘致地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工業専用地域、工業地域、準工業地域</li> <li>・土地利用計画上、対象施設を立地することが適切な地域として規則で定める地域</li> </ul>
指定要件 及び 奨励内容	<p>(1) 立地奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・投下固定資産額が 1 億円以上</li> <li>①対象施設 工場、研究所</li> <li>②交付額 固定資産税相当額（5 年間を限度とし、総額 3 億円まで）</li> </ul>
	<p>(2) 累積投資型立地奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・投下固定資産額が対象施設の操業を開始した日から 3 年を経過する日までに 2 億円以上</li> <li>①対象施設 工場、研究所</li> <li>②交付額 固定資産税相当額（全ての投下固定資産に固定資産税が課せられることとなる年度から 5 年度間で、総額 3 億円まで）</li> </ul>
問合先	商工業振興課 工業振興係 電話 (0436) 23-9836

## 10. 中小企業退職金共済掛金補助金

雇用の促進と安定を図り、中小企業の振興に寄与することを目的に、中小企業者が退職金共済契約に基づいて支払った掛金の一部に対して補助金を交付している。

(表Ⅱ-25～28)

**表Ⅱ-25 要件及び補助対象額**

対象者	次の要件のいずれにも該当する中小企業者 (1) 市内に事業所を有し、1年以上継続して同一事業を営んでいる者 (2) 市税を滞納していない者 (3) 平成25年4月1日から平成30年3月31日までの期間に、新規加入又は追加加入の退職金共済契約を締結し、契約締結後12か月間引き続き掛金を納付している者
内容	(1) 補助対象額 新規又は追加加入者一人につき、支払った12か月分の掛金額で、72,000円を限度とする。 (2) 補助金額 補助対象額に100分の25を乗じた額
問合せ先	商工業振興課 工業振興係 電話(0436)23-9836

### ※退職金共済制度

優秀な人材の確保や従業員の勤労意欲の向上のためにも、退職金制度は重要な制度であるが、独自に従業員の退職金をもつことが困難な中小企業も多く、退職金共済制度は、こうした中小企業のための社外積み立て型の制度であり、中小企業退職金共済制度や特定退職金共済制度などがある。

#### 【中小企業退職金共済制度】

中小企業退職金共済制度は、昭和34年に国の中小企業対策の一環として制定された「中小企業退職金法」に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部（以下「中退共」という。）が運営しており、事業主が中退共と退職金共済契約を締結し、加入事業主に代わって中退共から被共済者（従業員）に直接退職金等の給付を行う制度である。（表Ⅱ-27）

#### 【特定退職金共済制度】

特定退職金共済制度は、事業主が、所得税法施行令第73条に規定する特定退職金共済団体（商工会議所、商工会、商工会連合会等）と退職金共済契約を締結し、加入事業主に代わって特定退職金共済団体から被共済者（従業員）に直接退職金等の給付を行う制度である。（表Ⅱ-28）

**表Ⅱ-26 市原市中小企業退職金共済掛金補助金交付実績**

年 度		H26	H27	H28
中退共 ※1	事業所数	115	114	131
	被共済者数(人)	290	393	366
	交付金額(円)	4,458,020	5,450,015	5,709,020
特退共 ※2	事業所数	40	41	30
	被共済者数(人)	87	149	170
	交付金額(円)	1,145,250	2,144,750	2,090,750
合 計	事業所数	155	155	161
	被共済者数(人)	377	542	536
	交付金額(円)	5,603,270	7,594,765	7,799,770
※1 中退共＝独立行政法人勤労者退職金共済機構が実施する中小企業退職金共済制度				
※2 特退共＝市原商工会議所、千葉県中小企業団体中央会が実施する特定退職金共済制度				

**表Ⅱ-27 市内中小企業の中小企業退職金共済制度加入状況**

年 度	H26	H27	H28
事業所数	467	465	464
被共済者数(人)	5,239	5,176	5,212
問 合 先	独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 電話 (03)6907-1234 (代表)		

**表Ⅱ-28 市内中小企業の特定退職金共済制度加入状況**

①市原商工会議所

年 度	H26	H27	H28
事業所数	218	211	204
被共済者数(人)	1,696	1,684	1,733
問 合 先	市原商工会議所 電話 (0436)22-4305		

②千葉県中小企業団体中央会

年 度	H26	H27	H28
事業所数	10	10	11
被共済者数(人)	69	69	80
問 合 先	千葉県中小企業団体中央会 電話 (043)306-3284		

### Ⅲ. 創業支援事業

本市では、市内での創業の意欲を高め、雇用の拡大や企業育成を支援するため平成 28 年 1 月に「創業支援事業計画」の認定を受け、同年 9 月から「創業支援事業」を行っている。

#### 1. 創業支援計画とは

わが国の開業率は欧米の半分程度(4.6%)にとどまっており、特に地域における開業率は低迷していることから、産業競争力強化法では、地域の創業を促進させるため、市区町村が民間の創業支援事業者(地域金融機関、NPO法人、商工会議所・商工会等)と連携して、ワンストップ相談窓口の設置、創業セミナーの開催、コワーキング事業等の創業支援を実施する「創業支援事業計画」について、国が認定することとしている。

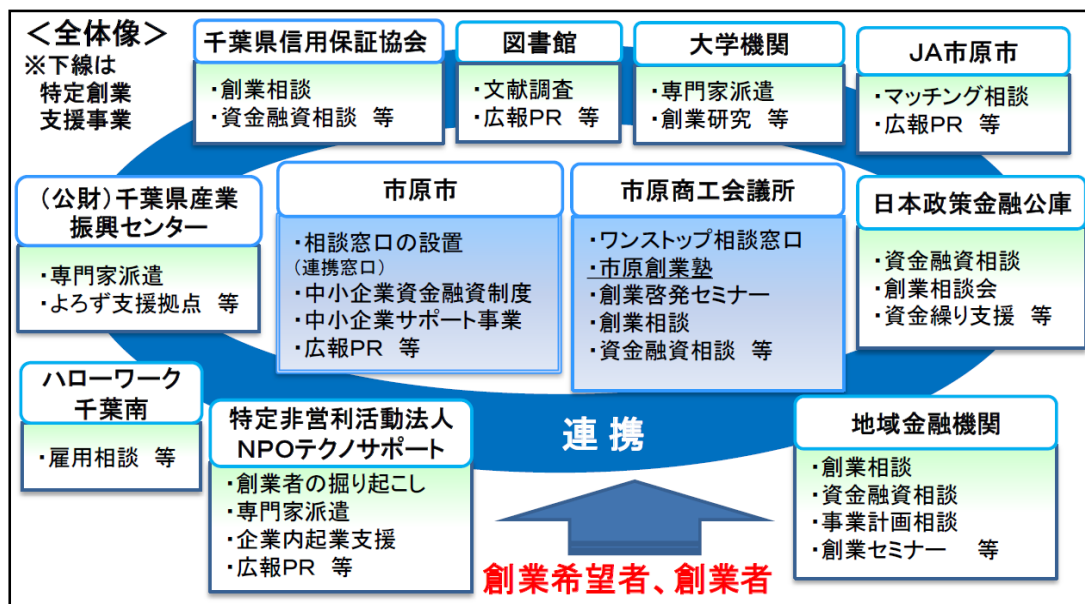
国の認定を受けた創業支援事業計画に定める「特定創業支援事業」を受けた創業者は、創業にあたって国の特別な支援や市の独自支援を受けることができる。

本市においても地域における創業を促進するため、商工会議所や金融機関などと連携し、ワンストップで支援を提供する官民による創業支援体制を構築することで、地域の創業の成功率を高め、雇用拡大や地域貢献に資する企業育成を支援する。

#### 2. 市原市の創業支援事業計画

市原市では、創業者の掘り起こしから創業後のフォローまで、創業者が必要とする支援の内容を判断し、創業支援事業者と連携して、相談者の相談内容やステージに応じた支援を実施する。

図Ⅲ-1 ワンストップスキーム



### 3. 特定創業支援事業及び市原市等が実施する創業支援事業の概要

#### (1) 創業支援事業の実績

**表 Ⅲ-1 創業者の業種別内訳（平成 28 年度）** (単位：人)

業 種	合 計
建設業	19
販売業（中古車、古物商、医療品等）	3
サービス業（美容室、エステ、IT コンサル、フィットネスクラブ等）	7
飲食業	1
製造業	2
医療・福祉	4
卸売業（機械部品）	1
不 明	2
合 計	39

※対象：税務署に開業届を提出した者

**表 Ⅲ-2 創業者の男女別内訳（平成 28 年度）** (単位：人)

性 別	男	女	合 計
人 数	30	9	39

**表 Ⅲ-3 創業者の世代別内訳（平成 28 年度）** (単位：人)

年齢区分	～29	30～39	40～49	50～59	60～	合 計
人 数	5	22	10	1	1	39

**表 Ⅲ-4 創業者の支援事業別の利用者内訳（平成 28 年度）** (単位：人)

支援事業名	合 計
ワンストップ窓口（会議所）	29
サテライト窓口（市）	0
市資金融資制度	9
創業スクール（市・会議所）	0
創業スクール（県信用保証協会）	1
合 計	39

※複数の支援事業を利用した創業者はなし。

(2) 特定支援事業

市原商工会議所が実施する「いちほら創業スクール」と千葉県信用保証協会が実施する「創業スクール」を特定創業支援事業に定め、創業や独立を目指す方を対象として、創業に向けた実践的な知識を習得するための講座を開講する。

**表 Ⅲ-5 特定創業支援事業概要（平成 28 年度）**

名称	いちほら創業スクール	創業スクール
主催者	市原商工会議所	千葉県信用保証協会
時期	10月15日、22日、29日 11月5日、12日、19日	1月14日、21日、28日 2月4日
場所	市原商工会議所	市川市男女共同参画支援センター
内容	・「経営」、「財務」、「人材育成」、「販路開拓」に係る知識の習得 ・事業計画書の作成 ・参加者による交流会の実施	・今後創業を予定している方々に対し、中小企業診断士が講師となり、創業のノウハウを習得してもらう。
講師	・千葉県中小企業診断士協会 ・Fleuve Colline 河岡社長 等	・中小企業診断士
参考	出席者：13人	出席者：33人（うち市原市在住者2人）

**表 Ⅲ-6 創業スクールを修了した者に対する証明書交付件数**

	H28
交付件数	1

(3) 市原市や市原商工会議所等が実施する創業支援事業

① ワンストップ相談窓口の設置

市原商工会議所に創業に関するワンストップ創業相談窓口を設置し、さまざまな創業時の課題を解決する支援を行う。

**表 Ⅲ-7 ワンストップ窓口相談件数及び創業者数**

	H28	
	支援件数	創業者数
市原商工会議所（ワンストップ窓口）	67	29
市原市（サテライト窓口）	19	0
合計	86	29

## ②シンポジウムやセミナーの開催

漠然と起業を考える方を対象とした起業家によるシンポジウムや起業に係る基本的な心構え、知識を習得するセミナーを開催。

**表 Ⅲ-8 シンポジウム及びセミナー開催概要（平成 28 年度）**

名称	いちほら起業フェスタ	いちほら起業家養成セミナー
主催者	市原市・市原商工会議所	市原商工会議所・五井公民館
時期	6/25	8/21・8/28・9/3
場所	中央図書館	五井公民館
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講演会</li> <li>・座談会</li> </ul> （起業した動機、体験談等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・創業に向けた心構えや準備</li> <li>・創業に係る基本知識の習得</li> <li>・融資制度や創業支援制度の紹介</li> <li>・参加者による交流会の実施</li> </ul>
講師	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中村 俊雄氏（中小企業診断士）</li> <li>・尾高 裕樹氏（クリエイティブイノベーション）</li> <li>・山本 麻美氏（beau coup）</li> <li>・松本 智彦氏（個別指導 Axis 五井駅前校）</li> <li>・佐藤 香奈氏（SEA SIDE CAFÉ KURUZE）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政所利子氏（㈱玄、地域活性化伝道師）</li> <li>・中津定宏氏（㈱ワイシーエス）</li> <li>・千葉県中小企業団体中央会</li> <li>・日本政策金融公庫</li> <li>・千葉県信用保証協会</li> <li>・市原商工会議所</li> </ul>
参考	出席者：57人	出席者：26人

## 4. 特定創業支援事業を受けた創業者への支援措置

特定支援事業を受け、本市が証明書を交付した創業者は、下記の支援措置を利用することができる。

### (1) 株式会社設立時の登録免許税の軽減

市内で株式会社を設立する際の登記にかかる登録免許税が軽減される。

0.7%⇒0.35%（最低税額は15万円⇒7.5万円に減額）

### (2) 創業関連保証枠の拡充

無担保、第三者保証人なしの信用保証協会の創業関連保証枠が1,000万円から1,500万円に拡充される。

### (3) 創業関連保証枠の特例

創業2か月前から対象となる創業関連保証枠について、創業6か月前から対象となる。

### (4) 日本政策金融公庫の「新創業融資制度」の拡充

日本政策金融公庫の「新創業融資制度」の利用について、特定創業支援事業の証明書をえた創業希望者や創業者（税務申告2年未満の者）は自己資金要件を満たすものとみなされる。